

さらに、平成27年を基準年として、都市規模別に65歳以上人口の推移を見ると、都市規模が大きいほど65歳以上人口は増加する見込みとなっている。一方で、「人口5万人未満の都市」では、令和2年をピークに65歳以上人口は減少し、令和17年には平成27年時点よりも減少する見込みである（図1-1-11）。

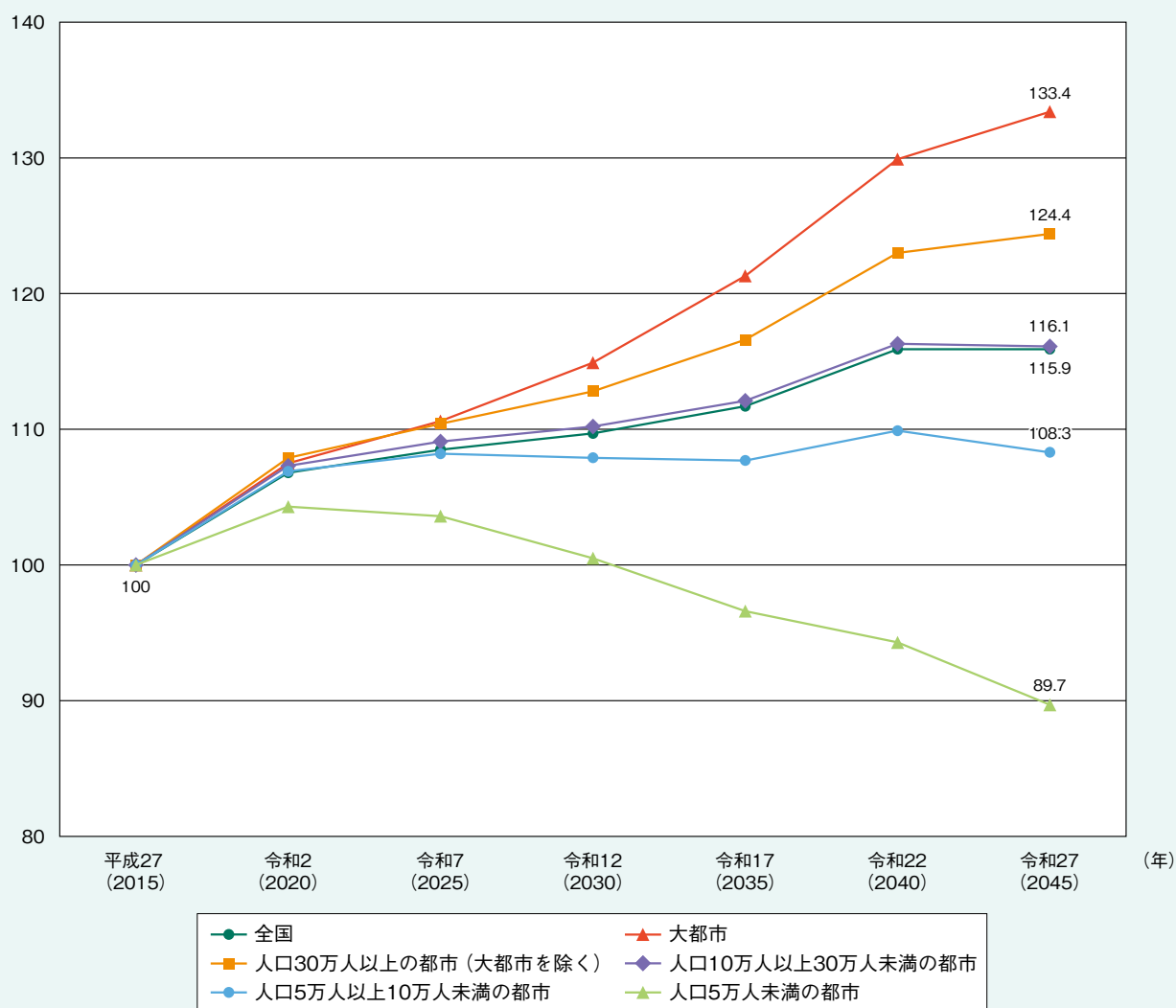
## 5 高齢化の要因

高齢化の要因は大きく分けて、①年齢調整死亡率の低下による65歳以上人口の増加、②少子化の進行による若年人口の減少、の2つである。

### (1) 年齢調整死亡率<sup>1</sup>の低下による65歳以上人口の増加

65歳以上人口の増加に伴い、死亡者の実数は増加傾向にあるが、人口の年齢構成に変化がないと仮定した場合の年齢調整死亡率は低下傾

図1-1-11 都市規模別に見た65歳以上人口指数（平成27（2015）年=100）の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」をもとに作成  
 (注1) 各カテゴリーごとに総計を求め、2015年の人口を100とし、各年の人口を指数化した。  
 (注2) 「大都市」は、東京都区部及び政令指定都市を指す。  
 (注3) 福島県のデータは含まれていない。

向にある。戦後、我が国では、生活環境の改善、食生活・栄養状態の改善、医療技術の進歩等により、年齢調整死亡率が大幅に低下し、平成17年を境に算出方法が異なるため単純に比較はできない<sup>2</sup>が昭和22年の男性23.6、女性18.3から、令和2年には男性13.3、女性7.2になった(図1-1-12)。

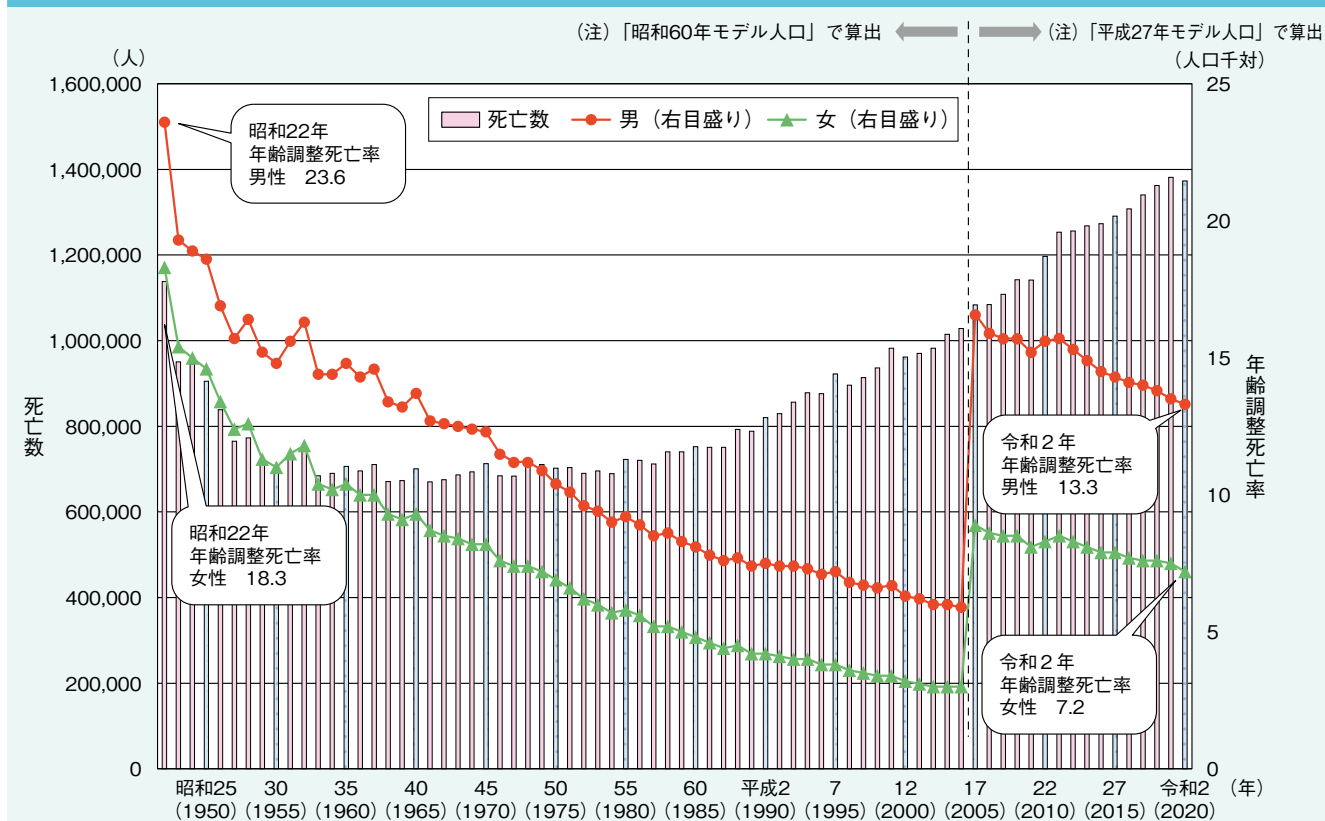
(注1) 死亡数を人口で除した通常の死亡率(以下「粗死亡率」という。)は、高齢者の多い集団では高くなる。人口の年齢構成は毎年変化するので、粗死亡率は年次比較には適さない。そこで、人口の年齢構成が毎年一定であると仮定して(これを「基準人口」という。)死亡率を算出したのが、年齢調整死亡率である。計算方法は以下のとおり。  
年齢調整死亡率 =  $\frac{[\text{観察集団の各年齢(年齢階級)の死亡率}] \times [\text{基準人口集団のその年齢(年齢階級)の人口}]}{\text{各年齢(年齢階級)の総和} / \text{基準人口集団の総数(通例人口千人当たりで表示)}}$

(注2) 年齢調整死亡率の算出に当たっては、従来、昭和60年モデル人口(昭和60年国勢調査人口を基に補正した人口)を基準人口として算出していたが、令和2年人口動態統計より、平成27年モデル人口(平成27年国勢調査の日本人人口を基に補正した人口)へ変更となり、平成17年まで遡及して算出している。本白書では、令和4年4月1日時点において遡及算出結果が公表されている平成17年以降の年齢調整死亡率については、「平成27年モデル人口」により算出されたものを掲載している。

## (2) 少子化の進行による若年人口の減少

我が国の戦後の出生状況の推移を見ると、出生数は、第1次ベビーブーム(昭和22~24年。この間の出生数805万7,054人)、第2次ベビーブーム(昭和46~49年。この間の出生数816万1,627人)の2つのピークの後には減少傾向にある。令和2年の出生数は84万835人、出生率(人口1,000人当たりの出生数)は6.8となり、

図1-1-12 死亡数及び年齢調整死亡率の推移



資料：厚生労働省「人口動態統計」

(注) 平成17~令和2年年齢調整死亡率は、「平成27年モデル人口」を基準人口としており、それ以前は「昭和60年モデル人口」を基準人口としているため、比較には注意が必要である。

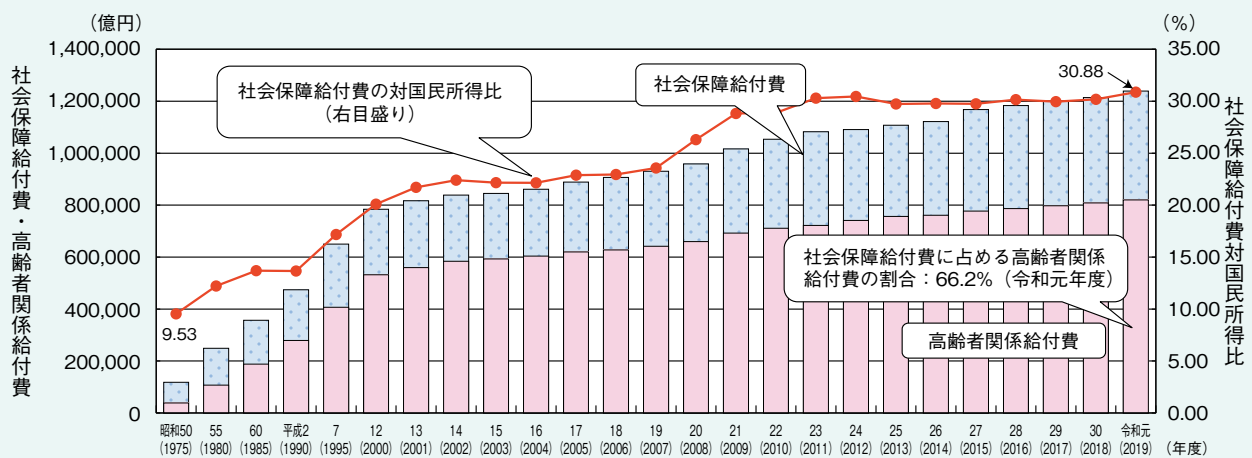
出生数は前年の86万5,239人より2万4,404人減少した。

また、合計特殊出生率（その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子供の数に相当する。）は、第1次ベビーブーム以降急速に低下し、昭和31年に2.22となった後、しばらくは人口置換水準（人口を長期的に維持するために必要な水準）前後で推移してきたが、昭和50年に1.91と2.00を下回ると、平成5年に1.46と1.50を割り込んだ。その後も低下傾向は続き、平成17年には1.26と過去最低を記録したが、令和2年は1.33となっている。

## 6 高齢化の社会保障給付費に対する影響

国立社会保障・人口問題研究所「令和元年度社会保障費用統計」により、社会保障給付費（年金・医療・福祉その他を合わせた額）全体について見ると、令和元年度は123兆9,241億円となり過去最高の水準となった。また、国民所得に占める割合は30.88%（前年度比0.7ポイント増）となった。社会保障給付費のうち、高齢者関係給付費（国立社会保障・人口問題研究所の定義において、年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせた額）について見ると、令和元年度は82兆444億円となり、前年度の80兆8,582億円から1兆1,862億円増加した。なお、社会保障給付費に占める割合は66.2%で、前年度から0.4ポイント減少となっている（図1-1-13）。

図1-1-13 社会保障給付費の推移



資料：国立社会保障・人口問題研究所「令和元年度社会保障費用統計」

(注1) 高齢者関係給付費とは、年金保険給付費、高齢者医療給付費、老人福祉サービス給付費及び高年齢雇用継続給付費を合わせたもので昭和48年度から集計

(注2) 高齢者医療給付費は、平成19年度までは旧老人保健制度からの医療給付額、平成20年度から平成29年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額及び旧老人保健制度からの医療給付額、平成30年度は後期高齢者医療制度からの医療給付額が含まれている。